



2011年3月4日 第2011-15号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

3月末に結論

第3号被保険者の記録不整合問題

3月2日、細川厚生労働大臣は大臣談話を発表し、「運用3号」として問題になっている第3号被保険者の記録不整合問題について、3月末に結論を出すこととしました。

現在、会社員や公務員の被扶養配偶者は、国民年金の第3号被保険者となり、保険料を納めなくても第3号被保険者期間は、保険料納付済み期間とみなされ公的年金の受給資格期間や年金額に反映されます。しかし、夫(妻)が転職等で第1号被保険者になった場合、被扶養配偶者である妻(夫)も第1号被保険者となる届出を行い、国民年金保険料を納付しなければなりません。この届出が行われなかったため、実際は第1号被保険者なのに第3号被保険者のままであるという不整合記録が判明しました。ま

た、届出制度の周知や被保険者に対する勧奨について行政努力が不十分だったため、第3号被保険者の不整合記録対象者には、直近2年分の保険料を納めれば、実際には第1号被保険者であった2年以前の期間も保険料納付済み期間とみなすという救済策が実施されました。この対応は法律を改正せず、運用(通知)によって実施されたため「運用3号」と言われています。

1月1日からこの救済策を開始しましたが、運用3号の妥当性について年金業務監視委員会や衆議院予算委員会で指摘されました。厚生労働大臣は2月24日に運用3号の対応を保留し、3月末までに総務大臣等と協議をして結論を出します。

【公的年金の被保険者と保険料】

<p>国民年金第1号被保険者</p> <p>自営業者、学生、国会議員等 保険料は、自分で納める 2011年度の保険料は月15020円</p>	<p>国民年金第2号被保険者</p> <p>会社員と公務員 会社員(公務員)は厚生年金(共済年金)と国民年金の被保険者である 保険料は賃金、一時金から天引き</p>	<p>国民年金第3号被保険者</p> <p>第2号被保険者の被扶養配偶者 20歳以上、年収130万円未満 保険料は納めない 第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者の保険料でまかなっている。</p>
---	---	--

【運用3号の具体例】

